

司法書士

30分で学習成果をチェック！オンライン確認テスト
第7回 不動産登記法②
問題用紙 解答用紙

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001912 231568

SL23156

問題

- ①甲土地及び乙土地を目的として、同一の債権を担保するため累積的に根抵当権の設定の登記がされている場合、甲土地及び乙土地についての追加担保としてされる丙土地を目的とする根抵当権の設定の登記を申請することにより、これら三つの不動産を共同担保とすることができる。
- ②準共有の共同根抵当権の設定登記がされている甲・乙不動産のうち、甲不動産についてのみ優先の定めがされている場合、丙不動産に対する追加共同根抵当権設定の登記を申請することはできない。
- ③根抵当権の全部譲渡の契約及び承諾の日がいずれも元本の確定前の日であれば、元本の確定の登記がされた後においても、根抵当権の移転の登記をすることができる。
- ④根抵当権の共有者の1人がその権利を放棄し、他の共有者にその権利が移転した場合、当該権利の移転登記の申請書には、根抵当権設定者の承諾書を添付しなければならない。
- ⑤A及びBを根抵当権者とする共有の根抵当権において、共有者Aの権利の一部に関し、Cに対する一部譲渡を登記原因とする根抵当権の一部移転の登記を申請することができる。
- ⑥一部譲渡による根抵当権の一部移転の登記が申請された場合において、根抵当権者が二人以上あるときは、登記記録に持分は記録されない。
- ⑦Aが所有する不動産にB銀行株式会社を根抵当権者とする根抵当権の設定の登記がされていた場合において、当該根抵当権がC銀行株式会社に全部譲渡され、同時に、AとC銀行株式会社との間で、債権の範囲を「銀行取引」から「手形貸付取引」に変更する契約がされたときは、当該根抵当権の変更の登記の申請においては、Aが権利者、C銀行株式会社が義務者となる。
- ⑧債務者A、BのうちAについて相続が開始し、民法第398の8条第2項の指定債務者の合意の登記をしないうちに6か月が経過した場合にあっては、当該根抵当権の元本は確定しないから、その後において債権の範囲の変更の登記の申請をすることができる。
- ⑨「平成16年3月31日」を確定期日とする登記がされている確定前の根抵当権について、同年3月20日に根抵当権者と根抵当権設定者との間で確定期日を「平成18年3月31日」と変更した場合には、平成16年4月1日以降であっても、確定期日の変更の登記を申請することができる。
- ⑩根抵当権の共有者の一人が優先弁済を受ける旨の定め登記は、根抵当権設定者が申請人にならず、かつ、申請書に根抵当権設定者の承諾書の添付も要しない。

- ⑪順位を譲渡する登記の申請は、元本確定前は、することができない。
- ⑫根抵当権者による元本の確定請求があったことを原因とする元本の確定の登記を共同して申請する場合には、根抵当権者を登記権利者、根抵当権設定者を登記義務者としてする。
- ⑬共同根抵当権を設定した場合には、その仮登記を申請することができる。
- ⑭協議離婚の届出前に、財産分与予約を原因とする所有権移転請求権仮登記を申請することができる。
- ⑮相続を登記原因とする所有権の移転の仮登記を申請するために「平成何年何月何日相続を原因とする所有権の移転の仮登記をせよ。」との仮登記を命ずる処分の申立てをすることができる。
- ⑯根抵当権の極度額増額の予約に基づく根抵当権の変更請求権保全の仮登記の申請は、登記上の利害関係人の承諾書の添付がなくてもすることができる。
- ⑰Bを権利者とする根抵当権の設定の仮登記がされている場合において、BとCとが共同して譲渡を登記原因とする当該根抵当権の移転の仮登記を申請するときは、所有権登記名義人Aの承諾を証する情報を提供しなければならない。
- ⑱所有権移転の仮登記の申請書には、仮登記権利者の住所を証する書面の添付を要しない。
- ⑲農地法第5条の許可を条件とする仮登記のされた停止条件付所有権を目的としてこの条件成就を停止条件とする根抵当権設定の仮登記申請はすることができる。
- ⑳代物弁済を登記原因とする所有権移転請求権の仮登記がされている場合において、所有権移転請求権の移転の登記を申請するときは、申請人は、所有権移転請求権の仮登記の登記名義人に通知された登記識別情報を提供しなければならない。
- ㉑Bを抵当権者とする抵当権の設定の仮登記がされた後、所有権登記名義人AからCへの売買を登記原因とする所有権の移転の登記がされた場合には、当該仮登記に基づく本登記は、A及びBが共同して申請することができる。
- ㉒抵当権の放棄を原因として抵当権設定登記の抹消の仮登記がされた後、債権譲渡を原因として当該抵当権移転の付記登記がされている場合、仮登記に基づく抹消の本登記の登記義務者は、当該抵当権譲渡人又は譲受人のいずれでもよい。

- ⑳ 甲不動産について、Aを仮登記の登記名義人とする所有権の移転の仮登記がされている場合において、Aを登記名義人とする根抵当権の設定の登記がされた後、当該仮登記に基づく本登記を申請するときは、根抵当権の登記名義人であるAの承諾を証する情報を提供しなくても、当該根抵当権の設定の登記は登記官の職権で抹消される。
- ㉑ 甲土地及び乙土地を目的として、同一の債権を担保するため累積的に根抵当権の設定の仮登記がされている場合、当該仮登記に基づく共同根抵当権の設定の本登記を申請することはできない。
- ㉒ AからBへの売買予約を登記原因とする所有権移転請求権の保全の仮登記がされた後、BからCへの当該請求権の一部の移転の登記がされた場合には、当該仮登記に基づく本登記は、A及びCが共同して申請することができる。

答案用紙

1		14	
2		15	
3		16	
4		17	
5		18	
6		19	
7		20	
8		21	
9		22	
10		23	
11		24	
12		25	
13			

れっく **LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2023 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

SL23156